

令和元年度獣医事審議会

第5回 計画部会

農林水産省消費・安全局

午後3時31分 開会

○末谷課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和元年度獣医事審議会第5回計画部会を開催いたします。

本日は、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を議題としまして審議を行っていただきます。

議事進行につきましては、砂原部会長にお願いしたいと思います。

○砂原計画部会長 砂原でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、畜水産安全管理課の丹菊総括から御挨拶をお願いしたいと思います。

○丹菊総括 皆様、こんにちは。

石川課長は当省のCSF対策本部に出席しておりまして、ちょっと間に合いません。代わりに御挨拶させていただきます。

令和元年度獣医事審議会第5回計画部会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から獣医事行政の円滑な推進に多大なる御理解、御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、政府として全国の小学校等に対する臨時休校等を要請しております。また、本審議会についても傍聴者を入れずに対応をしているところでございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、今が重要な時期であり、引き続き御協力をお願いしたいと考えてございます。

さて、家畜衛生をめぐる情勢につきましては、先般家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。この法律案は、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、野生動物における蔓延防止措置の法への位置付け、予防的殺処分対象疾病の拡大、家畜防疫官の権限等の強化等の措置を講ずるものでございます。農林水産省としては、未だ終息に至っていないCSFや我が国への侵入の脅威が高まっているASFを初めとした家畜の伝染性疾病の対策に万全を期す考えでございます。

本日の計画部会では、一昨年から御審議いただいた獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の本文（案）について御審議を頂くこととしております。

委員の皆様方には、各々の専門のお立場から御審議いただくことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○砂原計画部会長　ありがとうございました。

報道関係者の方の冒頭カメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

本会議は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期すために、傍聴することはできませんので、大変申し訳ございませんけれども、報道関係者の方は退出を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の審議につきましては、遅くとも17時30分の終了を目途として審議を行いたいと考えておりますので、審議が円滑に進みますよう協力をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

○末谷課長補佐　獣医事審議会計画部会の委員の定数は、20名となっております。本日は川手委員、柴内委員、須藤委員、東村委員、大屋臨時委員、落合臨時委員より欠席の御連絡を頂いております、御出席は14名となっております。獣医事審議会令第5条で定める定足数の過半数を充足していることをここに御報告いたします。

事務局からは以上です。

○砂原計画部会長　それでは、次に配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○末谷課長補佐　本日の計画部会では、電子端末にて操作、閲覧していただきますが、資料1は紙媒体でお手元に準備をしております。

本日の資料は、配付資料一覧、座席表、議事次第、委員名簿が一つになった電子ファイル、それから資料1　獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（案）、こちらは紙でお配りしております。それから、資料2　獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針のこれまでの検討経過と今後のスケジュール、そして参考資料として、現行の基本方針である獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針で平成22年8月に策定されたもの、となっております。

画面上のPDF上段にあるとおり、資料を並べております。操作に御不明な点がある場合は、事務局員までお知らせいただければと思います。

また、これまでの計画部会の資料につきましても、タブレットから閲覧できるように設定をしておりますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

資料の確認は以上です。

何か操作で御不明な点ございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。

本日の計画部会の議事録につきましては、資料とともに当省のホームページに掲載をさ

させていただきますので、御承知を頂ければと思います。

以上です。

○砂原計画部会長 それでは、これから議事に入りたいというふうに考えます。

まず、最初に獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第4次）の本文（案）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○末谷課長補佐 それでは、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の本文（案）について御説明いたします。

資料1をご覧ください。

本文（案）はかなり長くなりますので、事前に皆様のお手元に資料をお送りしたところではございますが、今お手元に準備しています資料1、また大分内容が変わっておりますので、また一緒にお読みになっていただければというふうに思います。

まず、開いていただきまして、目次になります。

基本的に現行の基本方針（案）と構成は変わらず、第1から第6までの6章立てになっております。第1の方から順に本文（案）で説明をさせていただきます。

中身をお読みはせずに、簡単にどんなことが書いてあるかということを御説明しますので、目で追っていただければというふうに思います。

まず、第1、獣医療の提供に関する基本的な方向についてということで、まず1の近年の獣医療を取り巻く情勢の変化についてということです。

こちらに関しましては、まず最初、第1段落目に我が国の畜産のいろいろな状況であるとか、保健衛生に関する状況ということで、一般論を述べた上で、近年の獣医療を取り巻く情勢として獣医療法の制定、それから口蹄疫の発生などについて情勢を記載させていただいております。

その後、16行目になりますが、「一方」から先は近年のそれ以外のいろいろな家畜伝染病の発生状況等、それから食品安全の確保に関する考え方の再検討を行う契機となったこと、それからあとは「One Health」とか、国際情勢とか、そういったことに関して社会的ニーズ、そういった獣医師の責務に関することについて少々触れた上で、27行目以降にはチーム獣医療提供体制の整備ということで、今般制定された愛玩動物看護師法について、こちらに簡単に記載をまずさせていただいております。

細かい具体的な内容については、次ページの（1）からになります。

まず、最初に（1）の食料の生産現場における獣医師の役割ということで、主に畜産現

場の話についてここでは触れております。

獣医師は今般国内でいろいろな家畜伝染病などが発生するとともに、薬剤耐性菌対策など、畜産物の安定供給、食品の安全などに注目が注がれている中、獣医師はいろいろな様々な法令に基づいて責務を負っているという状況と、このような中で畜産に関しましては、いろいろな法律に基づいて振興施策が図られているんですけれども、獣医師は適切な獣医療の提供を通じて、こちらの畜産振興施策をサポートする形で、畜産物の安定供給に寄与することが求められている状況になりますということを書かせていただいております。

また、22行目以降ですが、危害要因分析・重要管理点、HACCPですが、こちらの考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要になっていたりとか、新たな群や農場単位で管理をする形態が普及していることに伴った生産獣医療の提供、こういったものに関する要請が高まっていることに触れた上で、獣医師は今までの一般的な治療を目的とした診療だけではなくて、こういったいろいろな技術提供、知識の提供なども求められているようになっておりますと、31行目以降ですが、社会的な期待などが高まる中、コンプライアンスの徹底、職業倫理の高揚、こういったことにも要請が高まっている状況ですということについて書かせていただいております。

(2) なのですが、ここでまず産業動物臨床獣医師の養成・確保について、触れさせていただきます。

内容としましては、産業動物を対象に診療を行う獣医師、それから都道府県で家畜衛生行政に携わる公務員の獣医師、これら獣医師を併せて産業動物獣医師というふうに定義をさせていただいた上で、こういった産業動物獣医師の確保が地域によっては難しくなっているという現状がございます。その背景について触れた上で、家畜伝染病の発生時の防疫対応、それから飼養衛生管理基準の指導等、新たないろいろな業務について獣医師に対してニーズが非常に高まっている状況であると、また安全で良質な畜産物を安定的に供給するために、安定的な獣医療が提供される体制の整備が必要になっているところであるということに記載させていただいております。

(3) としまして、高度な獣医療の提供に関する社会的ニーズの高まりということで犬、猫等の家庭で飼育する小動物に関するペットについての近年のニーズ、必要性について触れさせていただいた上で、どのようなことが必要なのか、良質、適切な獣医療技術の提供のほかに、高度な獣医療、それからチーム獣医療、こういったものの提供の必要性が高まってきていること、また畜産現場についても小動物の分野についてもそうなのですが、

様々な獣医療に関連する他分野の専門職との連携を更に進める必要があること、こういったことを（３）で記載し、取り巻く情勢として御紹介をさせていただきたいと思っております。

次のページ、４ページになります。

２の基本方針の策定に当たっての留意事項です。

骨子（案）の段階では、こちらは削除する予定をしていたんですが、いろいろ検討しまして、留意すべき事項ということで新たに書き直しております。

こちらに関しては、（１）になりますが、社会的ニーズに対応した獣医療を提供するための獣医師の養成・確保ということで、どのような獣医療を提供するためにどのような獣医師を確保していかなきゃいけないのかということのをこれから先述べていくことに関して簡単に御紹介をさせていただいております。

また、（２）に関しては、獣医師と関係者との連携・協力についてまずは簡単にここで触れさせていただいております。

続きまして、３番、産業動物臨床分野及び公務員分野における獣医療の確保ということで、畜産分野で畜産業に関して獣医療を提供していただく産業動物獣医師に関することについて、ここで書かせていただいております。

この中では項目は３つに分かれておりまして、まず最初に獣医師の確保ということで、こういったことを基本的な方向としてやっていきたいというふうに考えております。

まず、最初に①なんですけど、皆様から多くの御意見を頂いたとおり、まずは学生さんに畜産現場の魅力を知ってもらえるように、参加型臨床実習やインターンシップを通じて、魅力、業務の実地を体験、経験していただきましょーと、こういったことをまずは記載をさせていただいております。

また、今は大学生の割と高学年、就職活動をされるような高学年の方が主なターゲットになっているんですが、もうちょっと若齢層をターゲットとして、広く産業動物獣医師の仕事についてまずは知っていただきたいなという思いを込めて、１番に書いております。

２番目には、こういった産業動物獣医師の分野に就業、定着を図るようするために、獣医師確保が困難な地域の地元の学生さん、それからこういった地域での就業意識を高く持たれている学生さん、こちらを対象として誘因措置を図っていききたいと、また各団体、自治体等における労働条件などに関して、いろいろ人員確保であるとか、就業に係る条件、こちらの環境の改善を図っていききたいと、そういったことを書かせていただいております。

③番にこちらの審議会の方で御意見いただきました、大学を卒業して一度は就職するんですけど、離職しちゃう方、そういった方々をターゲットとして、もうちょっと産業動物獣医師の分野に入ってきていただこうと、そういった取組も推進をしていくことを書かせていただいております。

次に、4番目ですが、家畜伝染病の発生時、それからそういった場合の緊急に獣医師の確保が必要になる場合に備えて、家畜防疫に関する技術・知識、作業の内容について、まずはいわゆる定年退職後のOBの方々、こういった方々を確保するとともに、産業動物分野の獣医師だけではなくて、小動物分野の獣医師、場合によってはそういった獣医師とか、それ以外の分野の様々な獣医師の方に地域の実態に合わせて、研修や演習に参加していただいて、防疫活動に参加していただけるような体制を作っていくことを書かせていただいております。

5番目に、ここは女性獣医師の関係です。

新規獣医師のうち、今半数が女性であるという現状を踏まえまして、雇用者の方にその点を意識していただくとともに、男女ともに育休、産休が取りやすくなるように、また定年退職後も就業意欲を有する方、この方々が御活躍できるような環境の整備を推進していくことを書かせていただいております。

6番目に、こちらは獣医師の方で若い方々が長く続けていけるような魅力的なものとなるように、一般診療も大事なんですけれども、それ以外にも農家さんの衛生対策、収益性向上につながるような診療サービスなど、いろいろな幅広い獣医療が提供できて、そのような多様化を踏まえて、施設の収益も改善していけるような環境の整備を推進していくことを書かせていただいております。

(2)番ですが、診療施設の整備並びに関連施設の相互の機能及び業務の連携について、こちらでは書かせていただいております。

①番ですが、まず個人で開業している産業動物獣医師の方、それから農業関係団体などの施設、機器、こういったものを整備していくことを書かせていただいております。

②番として、特に産業動物診療におきましては、農場の適切な飼養管理を確保するために、いわゆる一般診療などをされるかかりつけの獣医師さん、それからそれ以外にも例えばちょっとここには書いてないんですが、繁殖管理をされる獣医師さん、予防衛生に携わる獣医師さん、こういったいろいろな獣医師さんが連携する、又は地域においては臨床の獣医師さんと家畜保健衛生所の獣医師さん、この方々が連携する、こういった連携を強化

する環境の整備を推進することを書かせていただいております。

それから、③番目ですが、伝染病の予防、畜産物の安全性の向上を図るために、家保の機能を充実させること、危機管理体制再点検・強化を推進することを書かせていただいております。

④番ですが、こちらは家畜保健衛生所と民間の検査機関、こういったいろいろな施設間で検査結果を共有して、衛生管理、疾病防除に役立てていくこと、連携を強化していくことの促進を図ることを書かせていただいております。

それから、⑤番、これは診療施設の廃止などに伴って、獣医療の提供が行われなくなってしまう地域がもし生じてしまった場合に関しては、いろいろな施設が連携をして獣医療の提供を促進したり、あとは必要に応じて農業関係団体の臨床獣医師、それから家畜保健衛生所の公的機関の獣医師、そういったところによって補完を図ることや新たに情報通信機器を用いた遠隔地からの診療体制を確保する環境、こういったものを整備することで、獣医療が多く提供されるようにしていただくことを記載しております。

なお、情報通信機器等を用いて遠隔地から診療を行う場合は、産業動物獣医師のみではなく、畜産農家がきちんとした手順を持って取り組むことが重要ですので、密に連携していただくような環境を整備することを記載しております。

それから、⑥番、農業保険法に基づく農業共済組合の家畜診療所につきましては、多くが獣医師の卒後研修の指定施設として大臣の指定施設に指定されているとともに、基幹的な診療施設になっており、非常に大きな役割を担っていただいているということに鑑みまして、こういったことをいろいろとしていただいて、様々な役割を果たしていただいておりますので、各地域においてこれらの基幹的な役割を果たしている診療施設中心に、地域に応じた取組を推進していくことを記載しております。

また、こういった基幹的な施設等につきましては、家畜の伝染性疾病の発生予防を図るために、家畜保健衛生所と連携して、畜産農家に対して飼養衛生管理の向上に対する指導に努めていただくことを書かせていただいております。

続きまして、（３）番、獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備についてです。

まず、①番につきましては、産業動物臨床分野の新しく入ってきた獣医さんが診療に当たっての必要な技術や法令に関する知識などの醸成を図っていただく機会を図ることを記載しております。

②番は公務員分野の新規獣医さんについて、同じように行政に携わっていく上で必要な知識を修得する機会を図ることを記載しております。

それから、③番につきましては、群管理形態に対応したような飼養衛生管理技術、こちらの方が重要になってきますので、そういった指導が可能となるように、必要な技能を修得するとともに、農場経営や農場HACCP、それから畜産GAPに関する知識、技術等の修得を図る機会を増やしていく、いわゆる管理獣医師として農家の生産性の向上に資するような取組を推進していただくことを記載しております。

それから、④番ですが、防疫に対する再点検・強化のために、産業動物獣医師が防疫指導に係る知識、それから技術を修得する機会を増大していくことを記載しております。

次のページにいきまして、⑤番ですが、馬とか、それから羊、山羊、こういった飼養される地域自体が特化している家畜につきましては、これらの家畜の診療を行う獣医師の養成を推進する。また、乗用馬など、地域によってその畜種を専門とする獣医師が育ちにくい家畜については、ほかの畜種を診ている獣医さんが併せて診れるような養成を推進していくことを書かせていただいております。

⑥番は畜産分野や水産分野のAMR対策について記載をしております。

それから、⑦番につきましては、審議会の計画部会の中で、就業するのだけれども、その就業分野でなかなかなじめないと、実はあまり現場の就業に合っていないという方がいらっしやって、辞めてしまうんですねという御意見がございましたので、インターンシップとか、あらかじめ臨床実習などの機会を捉えて、大学生がそういった業務に対する理解の向上をまず促してくださいねということを書かせていただいております。

また、⑧番については、畜産農家に対するインフォームドコンセントを徹底しましょうということを記載させていただいております。

ここまでの畜産、産業動物、それから公務員に関する獣医療の確保に関する話になります。

続きまして、4番、小動物分野に関する獣医療の確保についてです。

まず、(1)番として、獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備ということで、まず①番ですが、まず新規の獣医さんが診療技術を修得したり、飼い主さんとのコミュニケーション能力、また法令に対する知識を修得する機会を図ることを記載しております。

また、②番は新規ではなくて、もうちょっと中堅どころの小動物の臨床獣医さんなどが

高度な診療機器を使用した診療技術、こちらの技術を修得する機会を図ることを記載しております。

③番は小動物分野で働いていく上で必要な能力、技能の理解を深める観点から、学生さんがあらかじめ実習などを通じて、小動物の診療分野に関する認識を深めていただく機会を確保しましょうということを記載しております。

(2) 番、小動物診療におけるチーム獣医療提供体制の充実についてですが、①番は愛玩動物看護師法、こちらが適切に運用されるように、獣医師の団体、それから看護師の団体が中心となって、環境を整備することを推進することを記載しております。

それから、②番ですが、愛玩動物看護師の役割について、飼育者の方などを含めた理解の醸成を図る環境の整備を推進していくことを記載させていただいております。

それから、(3) 番です。

飼育者に対して、人獣共通感染症対策の観点から、保健衛生指導の充実、それから小動物分野の獣医療に対する監視指導体制の整備、こういったことの整備を図っていくことを記載しております。

(4) 番、こちらは獣医師の組織する団体が中心となって、診療施設の専門化や一次診療施設、二次診療施設の連携・協力体制、地域のネットワーク体制の整備を推進することを記載しております。

(5) 番は小動物の診療現場においてもAMR対策が大切ということで、こちらの取組の重要性について普及・啓発を図ることを記載しております。

(6) 番は獣医師が飼育者に対して費用や治療内容について、きちんとインフォームドコンセントを徹底することについて、記載をしております。

次に、(7) 番ですが、女性獣医師が増えてきていることにつきまして、こちらの小動物分野にも書かせていただいて、女性の方が復職しやすい環境の整備を推進することを記載しております。

続きまして、獣医療に関する技術開発についてです。

こちらは、まず(1) 番として、家畜伝染病、これらの予防・まん延防止を図るために、家畜保健衛生所の獣医師の飼養衛生管理の指導、確認に資するように、情報通信技術の活用を検討することを記載させていただいております。

(2) 番については、家畜伝染病を初めとしたいろいろな感染症、新興・再興感染症対策のための技術開発や「One Health」の考え方に基づく学術研究の推進につい

て記載をさせていただいております。

それから、（３）番は電子指示書、電子カルテの普及に伴った将来的なＡＩの活用の時代に備えたいろいろデータの活用に向けた環境の整備について、記載をさせていただいております。

６番ですが、その他重要な事項としまして、まず（１）番につきましては、動物の飼育者の責務としまして、畜産農家に関しましては、家畜伝染病の発生、それから伝染性疾病の蔓延を防止することの責任を有しておりますので、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守、こういったことの管理に必要な知識・技術の修得や食品安全に関する知識の修得、こういったことの普及啓発に努めることについて記載をしております。また、小動物の飼育者に関しては、人獣共通感染症対策が必要ですので、こちらの感染症予防に関する情報の提供、こちらについて努めることを記載しております。

（２）番ですが、産業動物、小動物ともに各地域で連携をして、適切に診療に対応できる体制を整備するとともに、夜間・休日診療などについて、広報活動の促進を図ることを記載しております。

また、（３）番は産業動物、小動物の分野とはまたちょっと違った水産養殖業の分野についても、漁業対策の迅速化が必要というお声があることを踏まえまして、適切な獣医療が提供されるように獣医師の養成を推進するとともに、水産試験場などと、あとは養殖関係者と連携して取組を推進することを記載しております。

それから、（４）番としまして、獣医師の専門性について認定する仕組みの構築、それからそういった専門性について国民が適切に認知できるような広告の在り方について検討を進めることを記載しております。

（５）番としまして、診療の高位平準化を推進するために、検討を進めることについて記載をしております。

それから、（６）番につきましては、食品の安全性、獣医療に対する信頼の向上を図るために、獣医療の役割について国民の理解醸成を図る取組の推進を図ることを記載しております。

ここまでの第１の基本的な方向になります。

第２以降は都道府県計画、国が今ここで定めた獣医療の基本方針を踏まえまして、都道府県は都道府県ごとに基本計画というものを定めていただくことになります。その基本計画を定める上で配慮すべき事項とか、記載すべき事項について第２以降に記載をするこ

とになっております。

第2は診療施設の整備、それから獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項としまして、まず1番、診療施設の整備に関する目標については、都道府県計画においては、診療施設の機能の向上や技術の高度化、こういったことを図るために、次のページになりますが、現在の診療施設、診療機器の整備状況や診療施設の統廃合などを踏まえて、関係者と十分な意見調整を図った上で、整備を図るよう目標を決めることとすることを規定しております。

次に、獣医師の確保に関する目標についてですが、都道府県計画における獣医師の確保については、産業動物臨床獣医師と公務員獣医師について確保を図ることとして目標を設定することと規定しております。

産業動物臨床獣医師に関しましては、目標年度における畜種ごとの飼育頭数、戸数を獣医師1人当たりの年間診療可能頭数や戸数で除して得られた数を確保目標とすることとして、確保目標を設定するに当たっては、①から⑧に書かれているようなことを十分に踏まえて設定することと記載をしております。また、公務員獣医師に関しましては、こちらも①から⑤に記載したことを踏まえて、確保を図ることと記載させていただいております。

次に、第3は獣医療を提供する体制の整備が必要な地域の設定に関する事項です。

都道府県計画におきましては、診療施設の整備に関する目標と獣医師の確保に関する目標を達成するための計画的な取組が必要と見込まれる地域であって、畜産振興の計画が策定されるなど、将来にわたって産業として畜産の振興が見込まれるもの、また地域獣医療の広域性が考慮されるものを獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として設定するものとしております。その下には、配慮すべき事項を記載しているところでございます。

続きまして、第4ですが、診療施設その他獣医療に関連する施設の相互の機能及び業務の連携に関する基本的な事項になります。

こちらは都道府県計画に施設の相互の機能、それから業務の連携に関する事で記載をしていくのですが、第1の基本的な方向で挙げてきた相互の機能、業務の連携に関する事項をまた改めて取りまとめたような形になっておりますので、ちょっと細かい御説明は割愛をさせていただきたいと思いますが、大きく組織的な家畜防疫体制の確立、それから2番目に診療施設、診療機器の効率的な利用、それから3番目に獣医療情報の提供システムの整備、4番目に衛生検査機関との業務の連携、5番目に診療効率の低い地域に対する診療の提供、6番目に産学官が連携した研究開発、この6つのテーマについて、概ね都道府

県の計画の方で連携について定めるようにということで、記載をさせていただいております。

細かい内容については、ちょっと繰返しになりますが、第1のところに出てきた内容の概ね繰返しになっております。

続きまして、第5の獣医療に関する技術の向上に関する基本的事項についてです。

こちらに関しましては、主に研修等について規定をさせていただいておりますが、こちらでも第1のところに出てきたものの繰返しになっています。大きく、臨床研修に関すること、それから2番目に高度研修に関すること、それから3番目に地域の実情に応じた研修に関すること、それから4番目に生涯研修に関すること、こういった4つの分野に分けて、研修に関することを記載させていただいているところです。

最後に第6として、その他獣医療を提供する体制の整備に関する重要事項ということで、こちらは獣医療に関連する部分などについて記載をしております。

1番、行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備、それから2番目に飼育者の衛生知識の啓発・普及、それから3番目に広報活動の充実、それから4番目に診療施設の整備、この大きく4つのことについて記載をさせていただいているところです。

ちょっと駆け足になりましたが、基本方針に関して事務局からの説明は以上です。

○砂原計画部会長　ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました内容について、何かご意見、御質問等がございましたら受けたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○岡本臨時委員　7ページの⑥に農業保険法に基づく農業共済組合ということで明記いただきましてありがとうございます。

過去の獣医療の体制とちょっと違うというか、御承知かもしれませんが、各都道府県の共済組合というのが都道府県単位の組合に変わってきておりまして、北海道も2年後には多分一つの組合になると思うんですけど、そうすると農業共済組合の家畜診療所をどこに置くだとか、獣医師職員をどこに配置するかというのは、まさしく都道府県の獣医療整備計画と一体化しちゃうと思うんですね。そういう意味で、公共的な責任というか、各地域をどうするかとか、診療所の統廃合をどうしていくかということに関しても、行政と十分に話さなきゃいけないなということでお願いしておりましたが、こういう形で表現いただきまして、ありがとうございましたということでお礼を言いたいと思います。

それと、もう一つこちらは質問になるんですが、第3のところですが、12ページのとこ

ろでございます。

13ページの方に説明があるんですが、何回か読んで、ちょっと遠回しなのかなと思ったんですが、はっきり言って獣医療を提供する体制の整備が必要な地域というのは、獣医師が足りない地域と読み替えればいいんですか、そこをどうするかということを配慮しなきゃいけないということを書いてあるんでしょうか、そこがちょっと分からなかったんですね。

○砂原計画部会長 事務局からお願いいたします。

○末谷課長補佐 まず、1つ目の農業共済組合さんのいろいろな組織の変更の話に関しましては、そういったいろいろな大きな変化があるということを聴いております。こちらに関しては、第2の1に診療施設の整備に関する目標ということで、12ページの上から2行目、3行目以降になるんですが、農業関係団体との診療施設の統廃合とか、こういったことを踏まえまして、検討する場合には5行目になるんですが、施設の開設者などを含むような関係者の方の意見を十分に調整した上で、都道府県でおのこの状況が違いますので、都道府県ごとに決めてくださいということで規定をさせていただいておりますので、各都道府県の方で計画を作る際には、恐らくこういった似たような会議が行われるかと思しますので、そういうところで関係者の方々とよく御意見を議論いただければなというふうに考えております。

それから、第3の地域の件なんですけれども、その地域の中、都道府県の全ての地域の中でくまなく獣医療を提供するために目標を定めるというわけではなくて、各都道府県で生産性の向上を重点的に図っていく地域とかというものを都道府県によっては決めているところがあると思います。単純な農家数とか飼養頭数の比較とかではなくて、都道府県として、より重点的に畜産の振興を進めていこうとか、それ以外の理由もいろいろあるとは思いますが、そういったところがいろいろありますので、そういった畜産の振興が見込まれるものであるとか、あとは都道府県的に公共性がここには獣医療を提供する必要があるよねとか、そういったものに関して獣医療を提供する体制の整備が必要な地域ですと、都道府県が思っているところをまず地域を決めましょうと、まず地域を決められないとそこにどうやって体制をしていくかというのは、なかなか決まらないよねということで、まず地域を決めてくださいという趣旨で書いております。

○岡本臨時委員 関連してなんですが、その地域を決めたときに、そこをどうしようという話をどうなんでしょう、例えばNOSA Iと都道府県と話していくんですか、行

政がその地域を何とかしていくんですか。

○末谷課長補佐　そこは都道府県さんの考え方によると思うんですけども、基本的には都道府県だけでできるものではないと思うので、関係者の皆様方のお力を借りながら、どこまで連携してやっていけるかということかとは思いますが。

だから、都道府県が自ら何かの理由があってやる場合もあるでしょうし、この部分については是非農業共済さんをお願いしたいとか、こういった農業関係団体さんをお願いしたいとか、市町村さんの方をお願いしたいとか、いろいろ事情があるかもしれませんので、そこは地域の事情とか、診療施設の設置状況とかにもよると思いますし、いろいろな状況に合わせて決めていっていただくことになるかと思います。

○砂原計画部会長　よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○酒井臨時委員　3ページの10行目のところからなんですが、特に公務員獣医師の社会的ニーズは増しておりというところからですが、11行目までについては、なるほどなというふうに納得できるんですけども、12行目の農場HACCPから新たな業務を担う家畜防疫員等の公務員獣医師のニーズがというところが産業動物獣医師とダブるところになるんじゃないかと、公務員獣医師だけが担うものではなくて、そういうことになるんじゃないかなと思いました。

ここで特にということで、今までの流れとすれば産業動物獣医師と公務員獣医師と両方が獣医療体制のところでは不足していた重要な役割を担っている部分なんだよという話で進めてきていらっしゃいましたので、ここも併記するような形の方がきれいなんじゃないだろうかと、突出した形で公務員獣医師のところだけになってしまうような気がしましたので、これはいかがでしょうか。

○砂原計画部会長　事務局。

○末谷課長補佐　御意見ありがとうございます。

我々としては、20年ぐらい前から産業動物獣医師の確保をずっとやってきて、産業動物臨床の獣医師、もちろんその前にも書いているんですけども、ニーズがいろいろあると、もともと足りないという前提に立ってずっと書いてきているものですから、そこは前提なんですけど、最近公務員に関しては、特にこの10年でちょっと変わった部分なのかなという認識があって、公務員だけ何か特化した形のように見えてしまうように書いてはいますが、おっしゃるとおり産業動物臨床の先生方にも農場HACCPを見ていただいたりとか

しているところもあるかと思いますが、そこは併記をできるような形に記載をしたいなというふうに思っております。

○酒井臨時委員 よろしく願いいたします。

○西村委員 8ページのところの小動物分野における獣医療の確保と書いてあるんですが、これは確保というよりは充実というようなことなのかなというふうに思いましたが、ここで小動物分野に関する獣医療のことというのは、割と細かくせっかく書いてあるので、頭のところの3ページのところの高度な獣医療の提供に関する社会的ニーズの高まりというのは、大部分小動物の現状、情勢の分析というようなことなのかなと思いますので、高度医療ばかりが小動物を今目指しているというところでは多分ないと思いますので、社会の中で精神的なつながりというのが非常に重要視されている社会の中で、犬や猫、ペットの役割というのは非常に高まっていると、そういう分析をしていただいた方が後ろの小動物の分野における獣医療の充実とか、そういったところに結び付いていくのではないかなというふうに思います。

○末谷課長補佐 小動物、犬、猫なんかに関しましては、家庭内での位置付けというのがものすごく上がっているというふうに聞いていますので、そういった獣医療技術のみに着目した部分だけではなくて、飼い主さんとの在り方みたいなのも含めて、記載ぶりを考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○岡本臨時委員 今のところ、3ページの32行目のところなんですけど、高度な獣医療の提供に関して、産業動物分野では授精師とか削蹄師等の連携を進めるというのは、何かイコールじゃないような気がするんですけど、書くのであれば上にチーム獣医療という言葉が小動物で出てくるから、チーム獣医療の提供についてはという説明だといいんだと思うんですけど、高度な獣医療を提供するためには、人工授精師と削蹄師とあまり関連するというのは、読み取れないような気がするんですね。

○末谷課長補佐 削蹄師さんは確かにそうなんですけど、人工授精師さんに関しては、今結構畜産現場では、乳牛に和牛の受精卵を移植したりとか、そういうところで当然獣医さんと人工授精師さんが連携をして、いろいろとされているのかなという思いがあって書いたんですが、確かに高度なと言い過ぎとか、確かに連携はしない感じもするので、そこはおっしゃったとおり、チームとしての連携という意図で書き直したいと思います。

○砂原計画部会長 ほかに何かございますでしょうか。

ございませんか。

ないようでございますので、引き続き進めたいと思います。

続きまして、今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○末谷課長補佐 資料2をお開きください。

今後のスケジュールについて御説明をさせていただきます。

資料2のグレーに塗っている部分は、既に皆様から熱心な御議論を頂いて、終えている部分になっております。点線の下、令和2年3月6日、本日ですが、基本方針（案）の検討をいただいているところでございます。

この後基本方針について3月10日から17日の予定で広く国民の皆様から意見を聴取させていただきますが、意見聴取は本日の資料を用いて実施をしたいと思います。本日委員の皆様から頂いた御意見、それから意見聴取で国民の皆様から頂いた意見を踏まえまして、本文（案）を今月末に開催を予定している計画部会で改めてお示しをして確認を頂くという流れにしたいと思います。

以上です。

○砂原計画部会長 ただいま事務局からございました内容につきまして、何かご意見等がございましたら受けたいと思いますが、ございませんか。

○村中委員 これは3月下旬とありますけど、第6回、27日で決定していますよね。

○末谷課長補佐 現時点では27日で進めております。また正式な文書は改めて、また御連絡をさせていただきます。失礼いたしました。

○砂原計画部会長 ほかに何かございますか。

ございませんか。

それでは、ないようでございますので、事務局におきまして、本文の取りまとめをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、その他でございます。

何か事務局からございますでしょうか。

○末谷課長補佐 冒頭に御説明しましたが、本日の議事録につきましては、資料とともに当省ホームページに掲載をさせていただきます。後日内容の確認をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○砂原計画部会長 ありがとうございます。

今日も熱心に御審議、御発言を頂きありがとうございました。

これをもちまして、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を議題とする計画部会を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

○末谷課長補佐 最後に補足なんですが、今日のお示しした資料1をお持ち帰りいただいて、またいろいろ見ていただいて、もし御意見、また気になる点など後から思いつきましたら、メールで結構ですので、御提出いただければ、また回答なり、対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後4時26分 閉会